

自然公園法許可申請の手引き

福島県会津地方振興局

自然公園法 (平成 23 年 8 月 30 日改正)
自然公園法施行令 (平成 22 年 2 月 15 日改正)
自然公園法施行規則 (平成 23 年 11 月 30 日改正)

目次

	ページNo.
《この手引きの利用にあたって》	3 / 16
1. 許可手続きの流れ	3 / 16
2. 用語の定義	4 / 16
3. 国立公園で許可申請及び届出が必要な行為	4 / 16
(1) 特別保護地区内	4 / 16
(2) 特別地域内	5 / 16
(3) 普通地域内	5 / 16
4. 許可の基準	6 / 16
(1) 建築物	6 / 16
①昭和50年4月1日以前に許可された分譲地	6 / 16
②色彩等	6 / 16
③修景緑化及びその他の基準	6 / 16
④許可の特例	6 / 16
(2) 建築物を除く工作物	7 / 16
①一般工作物	7 / 16
②電柱（引込柱を含む。）・鉄塔・アンテナ等	7 / 16
③自動販売機	7 / 16
(3) 広告物等の掲出・設置	8 / 16
①一般基準	8 / 16
②目的・用途別の基準	8 / 16
5. 許可を要しない行為	9 / 16
6. 記載事例集	10 / 16
(1) 申請書に記載する事項	10 / 16
①申請書の頭書き	10 / 16
②許可申請内容	11 / 16
(2) 申請書の記載例	13 / 16
様式第1（1） 《仮設工作物の事例》	13 / 16
様式第1（7） 《広告物の事例》	14 / 16
様式第1（10） 《土地の形状変更の事例》	15 / 16
(3) 申請書の添付書類	16 / 16
(4) 申請書の入手先	16 / 16

《この手引きの利用にあたって》

国立公園では、公園内の自然と景観を保護するために特別保護地区や特別地域等の区域が指定され、その中で行われる自然に影響を及ぼすおそれのある行為が規制されており、行為を行うには許可（普通地域は届出）が必要です。

この手引きは、これらの規制行為のうち、住民の生活に関係する主な行為に係る手続について取りまとめておりますので、記載のない項目（行為）については、許可担当窓口までご相談ください。

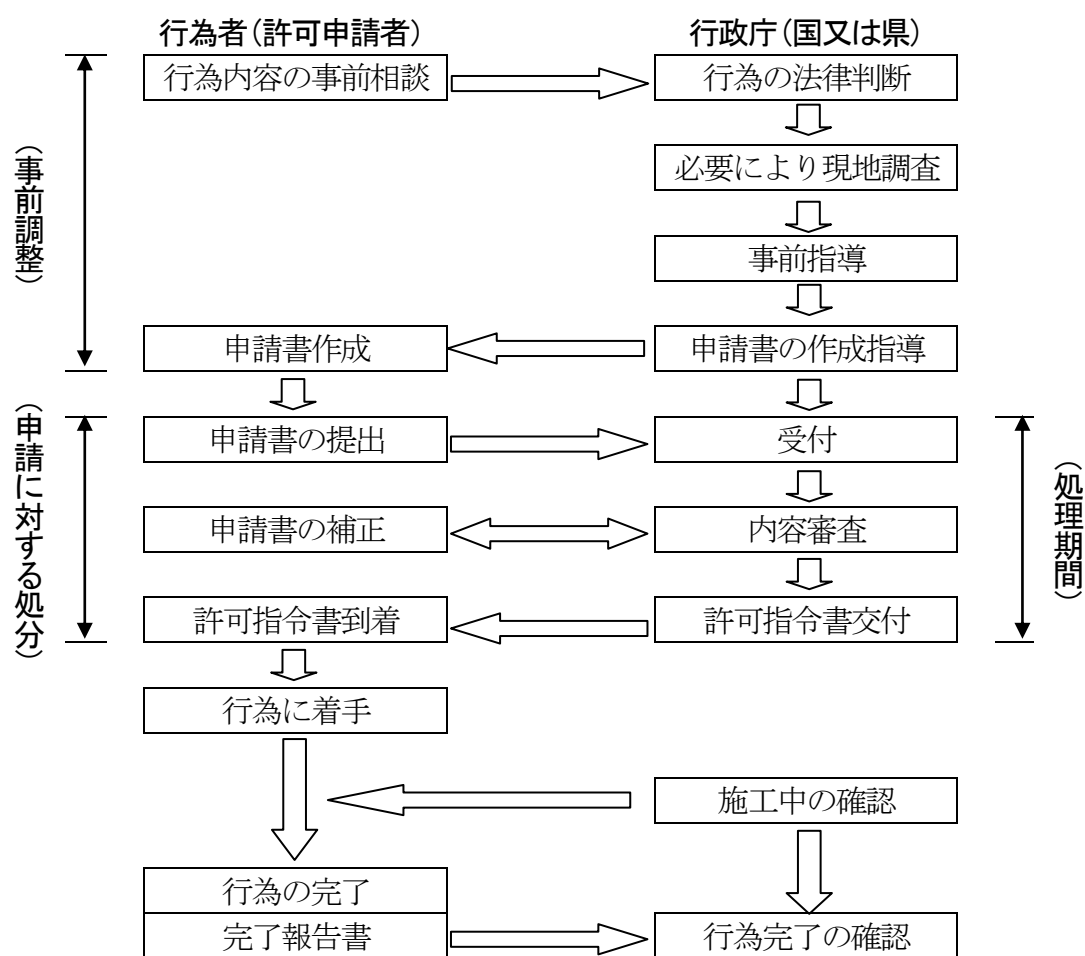
《環境大臣許可担当窓口》

〒969-2701 福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯1093
 環境省東北地方環境事務所 裏磐梯自然保護官事務所
 電話 0241-32-2221 FAX 0241-32-3019

《県知事許可担当窓口》

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号
 福島県会津地方振興局 県民環境部 県民生活課
 電話 0242-29-5295 FAX 0242-29-5520

1. 許可手続の流れ



※注 ●特別地域等の許可申請に係る標準的な処理期間は28日（土日祝祭日を除く。）です。また、普通地域内では、法律に基づき届出から30日間は行為に着手できませんので、余裕を持って手続をしてください。

●流れ図中、「事前調整」は、申請手続きを円滑に行うためのもので、申請書内容や手続に不明な点があれば、不要の場合もあります。

2. 用語の定義

国立公園の中は、規制の強弱により特別保護地区から普通地域まで5段階に区分されておりますが、それぞれの地域がどのような場所かは以下のとおりです。

なお、具体的な地域区分の位置関係については、「磐梯朝日国立公園裏磐梯地域の行為規制」又は「磐梯朝日国立公園公園計画図」で確認してください。

地域区分	用語の意味	代表的な場所等
特別保護地区	公園の中で特に優れた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制されます。	磐梯山の山頂 五色沼周辺等
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高く、現在の景観を極力保護することが必要な地域です。	桧原湖や小野川湖の周辺 雄国沼
第2種特別地域	農林漁業等の活動等の利用にあたって、風致景観の維持につとめて調整を図ることが必要な地域です。	第1種特別地域の周辺等
第3種特別地域	比較的、農林業と風致の維持について調整する必要の少ない地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域です。	第2種特別地域の周辺等
普通地域	特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域です。特別地域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえます。	特別地域と国立公園外との間

※上記の地域内で特例が認められる地域
 特例区域（行為の許可基準の特例）（平成12年9月5日環境庁告示第57号）

① 細野地区
 風致景観が特に優れている地域で、通常地域区分より強く規制されています。

② 金山地区、桧原地区、長峰地区、剣ヶ峯地区の一部
 第1種特別地域のうち、同一集落内に地域区分の境界線があるような場合で、隣接する第2種特別地域の許可基準に近い緩和措置がなされています。

3. 国立公園で許可申請及び届出が必要な行為

以下の行為を行うときは、県知事または環境大臣の許可（届出）が必要です。

(1) 特別保護地区内（全て環境大臣の許可となります。）

行為の内容	環境大臣の許可
次ページ「3-(2)表」に掲げる行為。	◎
木や竹等を損傷する。	◎
木や竹等を植栽する。	◎
動物を放つ。（家畜を放牧する。）	◎
屋外で土石等の物を集積・貯蔵する。	◎
火入れ又はたき火をする。	◎
木や竹以外の植物の採取・損傷又は落葉や落枝を採取する。	◎
木や竹以外の植物を植栽し、又は種子をまく。	◎
動物を捕獲・殺傷又は動物の卵を採取・損傷する。	◎
道路・広場以外で、自動車、スノーモービルやモーターボート等を使用し又はヘリコプター等の航空機を着陸させる。	◎

(2) 特別地域内

行為の内容	環境大臣の許可	県知事の許可	環境大臣へ届出
建築物、車道、舗装、カーポートや電柱等の一般工作物を新築・改築・増築する。	○ 高さ 13m又は水平投影面積 1000 m ² を超えるもの (住宅、仮工作物を除く)	○ 左記以外の行為	
木や竹等を伐採する。	○ 右記以外の行為	○ 森林法に基づく地域森林計画に定める伐採要件に適合するもの。	
鉱物や土石を採取する。	◎		
河川湖沼等の水位又は水量を増減させる。	◎		
鎌沼、五色沼湖沼群及びこれらの周辺 1 km の環境大臣が指定する区域内で、当該湖沼等に流入する水路等へ汚水等を排出する。		◎	
広告物等を掲出、設置又は表示する。		◎	
屋外に土石その他の環境大臣が指定する物を集積・貯蔵する。		◎	
水面を埋立又は干拓する。	◎		
土地の形状を変更（造成や整地）する。	○ ゴルフコースのための変更	○ 左記以外の行為	
高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取・損傷する。		◎	
建築物等の屋根・壁面又は工作物の色彩を変更する。		◎	
雄国沼及びその周辺の環境大臣が指定する区域内へ、指定する期間内に立ち入る。		◎	
浄土平及びその周辺の環境大臣が指定する区域内で、車馬、スノーモービルやモーターボート等を使用し又はヘリコプター等の航空機を着陸させる。		◎	

(3) 普通地域内

行為の内容	環境大臣への届出	県知事への届出 (自然保護課権限)	県知事への届出 (振興局権限)
高さ 13m又は延べ面積 1000 m ² を超える建築物や一般工作物、長さ 50mを超える船舶の係留施設及び幅員 2mを超える別荘地の用に供する道路等を新築・増築・改築する。		◎	
河川湖沼等の水位又は水量を増減させる。	◎		
広告物等を掲出、設置又は表示する。			◎
水面を埋立又は干拓する。	◎		
鉱物や土石を採取する。		◎	
土地の形状を変更（造成や整地）する。		○ (1000 m ² を超えるもの)	○ (1000 m ² 以下のもの)

4. 許可の基準

(1) 建築物

地域区分	敷地面積 (保存緑地を除く)	建ぺい率 (※注1)	容積率 (※注2)	高さ	公園事業道路等からの距離 (建物の水平投影外周線)
特別保護地区	新築不可				—
第1種特別地域	新築不可(建替えの場合のみ同規模まで可)				—
特例区域(金山他)	既存住宅の建替えのみ可			9m以下	極力離すこと
第2種特別地域	500㎡未満	10%以下	20%以下	13m以下	○自然公園法に定める公園事業道路等(※注3)の路肩から20m以上(細野特例区域は30m以上)以上離すこと。 ○上記以外の道路の路肩及び隣接する土地境界から5m以上離すこと。
	500㎡以上 1000㎡未満	15%以下	30%以下	13m以下	
	1000㎡以上	20%以下	40%以下	13m以下	
第3種特別地域	—	20%以下	60%以下	13m以下	
特定地域(細野)	—	5%以下	20%以下	7m以下	
分譲地	第2種特別地域 1000㎡以上	20%以下	40%以下	10m以下	
	第3種特別地域 1000㎡以上	20%以下	60%以下	10m以下	

※特別保護地区及び水平投影面積が1000㎡を超える建築物については、環境大臣の許可になります。

注1：自然公園法でいう「建ぺい率」の算定根拠となる「建築面積」は、付帯工作物(建物付属の構造物)を含む建築物の地上部分の水平投影面積であり、建築基準法の算定方法とは異なります。

注2：容積率の算定は、建築基準法の定めによります。

注3：裏磐梯地域における自然公園法に定める公園事業道路等とは、国道459号、主要地方道米沢猪苗代線(旧スカイバレーを含む。)、主要地方道会津若松裏磐梯線、磐梯山有料道路(ゴールドライン)、第二磐梯吾妻道路(レークライン)等です。

①昭和50年4月1日以前に許可された分譲地

前記の取扱いとは異なりますので、許可担当窓口にお問い合わせください。

②色彩等

区分	使用できる色彩	形状等
屋根	黒・焦げ茶(銅板、黒灰色の和瓦及び藁(萱)葺き屋根を除く。)	○屋根の勾配は2/10以上であること。 ○切妻、寄棟又は入母屋等の合掌型の勾配屋根であること。
壁	できる限り木材、石材等の自然材料を使用し、建材等を用いるときは、クリーム系、ベージュ系、茶色又は灰色	重厚味のある落ち着いたものとし、周囲の景観と調和すること。

※申請に当たっては、当該色彩を判断するためにマンセル値で表記してください。

③修景緑化及びその他の基準

- ア 建物の工事に支障となる樹木の伐採は最小限とし、建物から道路側の緑地を極力残すこと。
- イ 工事によって裸地化した場所や建物の周囲は、周辺に生育する植物と同種の植物で修景のための緑化を行うこと。
- ウ 敷地境界等には、塀等の遮蔽物を設けないこと。やむを得ず設けなければならないときは生垣とすること。(ガソリンスタンド等、法令に基づき設置する場合又は安全上必要な場合を除きます。)

④許可の特例

- ア 昭和50年4月1日以前から居住している者、農林業業者及び公園事業従事者の住宅の新築・増築・改築には、許可条件の特例があります。
- イ 第1種特別地域に指定されている金山地区、桧原地区、長峰地区、剣ヶ峯地区の一部の区域で、平成14年8月27日現在で申請に係る場所にあった住宅の建て替えについては、許可基準の特例があります。

(2)建築物を除く工作物

①一般工作物

地域区分	設置基準
特別保護地区 第1種特別地域	<p>●新築不可（既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築を除く。）</p> <p>○地化に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること。</p>
第2種特別地域 第3種特別地域	<p>1 名勝・景観地や植生の復元が困難な地域ではないこと。</p> <p>2 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。</p> <p>3 山稜線を分断する等、眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>4 外部の色彩形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>5 次の何れかに該当すること。</p> <p>① 公園事業道路等の路肩（道路排水路を含む。）から20m以上離すこと。（既存宅地内を除く。）</p> <p>② 次の事項の何れかに該当するものであること。</p> <p>ア 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>エ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</p>

②電柱（引込柱を含む）・鉄塔・アンテナ等

地域区分	設置基準
特別保護地区 第1種特別地域	<p>●新築不可（既存の工作物の改築又は建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築を除く。）</p> <p>○電線等は地下埋設とし、既存の電線路等も更新時に極力地化埋設とすること。</p>
第2種特別地域 第3種特別地域	<p>○公園事業道路等（4－（1）注3参照）から20m以上離すこと（仮設を除く。）</p> <p>○公益上できる限り公園事業道路等から離れた位置又は建築物の背後地に設置すること。</p> <p>○色彩は、焦げ茶色（マンセル値9YR2.7/1.8又は5YR2/1）を基本とすること。</p> <p>○電気通信事業の複数の電線が同一地域を通過する場合は、電柱の共同利用による共架とすること。</p>

③自動販売機

地域区分	設置基準
特別保護地区 第1種特別地域	○設置不可
第2種特別地域 第3種特別地域	<p>●一般工作物の設置基準1～4を満たすほか、以下によること。</p> <p>○建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しないものであること</p> <p>○設置場所及び色彩は以下によること。</p> <p>◇設置場所は軒下で、かつ、建物壁面と同一面に納めること。</p> <p>◇建物壁面と同一面に収まらないときは、木材等の化粧板で覆う等修景を行うこと。</p> <p>◇建物と調和のとれた色彩とすること。</p> <p>※日本自動販売機工業会及び全国清涼飲料工業会が設定する「景観対応推奨カラー」を用いること。</p> <p>○空き缶等の回収が適正に行われること。</p>

(3) 広告物等の掲出・設置

① 一般基準

地域区分	設置基準
特別保護地区 第1種特別地域	●新築不可（指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの、地方公共団体が住民に一定事項を知らせるもの及び保安の目的で行われるもの等を除く。）
第2種特別地域 第3種特別地域	●商標広告及び営業地以外での社名広告（野立広告物）の設置は不可。 ●スポンサー名付き（メーカー等）の店名表示は不可。 ○照明を用いる場合にあっては、白色系の外部スポットライトとし、動光・点滅を伴わないこと。 ○複数の広告物を掲出するときは、整理統合とデザインの統一を図ること。 ○主要展望方向を避け、風致上支障のない箇所を選定すること。 ○建築物壁面への掲出・表示の位置は、できる限り建築物下部とすること。 ○設置した広告物等が汚損したときは、速やかに撤去、補修等を行うこと。

※上記の規制のほか、広告物等の設置時は「福島県億倍広告物条例」による規制がありますので、設置箇所の市町村窓口にご相談ください。

② 目的用途別

区分	表示面積 (1基)	色彩	高さ	その他の要件	材料
自己用広告物 (営業所等敷地内)	5㎡以下	焦げ茶（焼版 仕上げも可） とし、文字は 白色又は黒色 とする。	5m以下	敷地内の合計表示面積 が10㎡以下	できる限り木 材や石材等の 自然材料を使用し、鉄板や合 成樹脂の使用 は必要最小限 とすること。
誘導広告物	1㎡以下			主要道路の分岐点等に 必要最小限	
指導標・案内板 (自然の解説・案内 をするもの)	5㎡以下			設置者の表示面積 300cm ² 以下	
ベンチ・くずかご 等への名称表示	300cm ² 以下		—	商品名・営業内容の宣伝 の表現は不可	

5. 許可を要しない行為

以下の行為は、許可（届出）を受けないで行うことができます。

行為にあたっては、国立公園の中であることに配慮し、形状及び色彩が周囲の風致又は景観と調和するようにしてください。

区分	許可（届出）を要しない行為
工作物の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○農業用施設のうち、溝、井せき、とい、水車、水槽等を作ること。 ○門、生垣の高さが3m以下で、かつ水平投影面積が30㎡以下のきん舎等を作ること。 ○社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を作ること。 ○道路等、公衆が通行し又は集合する場所から20m以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を作ること。 ○ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。 ○自然公園法の許可を受けて行う行為に必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を作ること。 ○港湾法に定める航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設を改築又は増築すること。（新築は許可が必要） ○巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地内の木竹を伐採すること。 ○自家用のために木竹を伐採（塊状択伐を除く。）すること。 ○農業用に栽培した木竹を伐採すること。 ○枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。 ○森林の保育又は電線路の維持のために下刈り、つる切し、又は間伐すること。 ○牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
土石採取	<ul style="list-style-type: none"> ○宅地内の土石を採取すること。 ○土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を採取し、又は土石を採取すること。※小石を拾う程度の行為に限る
広告物等の掲出	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の壁面や工作物等に、地表から2.5m以下の高さで表示すること。 ○法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。 ○鉄道の駅舎やバスの待合所等において、駅名板、停留所標識、料金表等を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。 ○森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
物の集積	<ul style="list-style-type: none"> ○1.5m以下の高さで、かつ、10㎡以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。 ○耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの。 ○森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。 ○木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木屑を集積し、又は貯蔵すること。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ◆工作物等を修繕するために必要な行為（維持管理行為と判断されるもので、規模、形状・色彩等の外観に変更が生じないものに限る。）

※上記以外にも、法令に基づく施設等の整備で許可が不要となる行為がありますので、詳しくは許可担当窓口までご相談ください。

6. 記載事例集

この事例集は、自然公園の中で行われる主要な行為に係る申請書の記載例を載せております。

事例集に記載のない行為に係る申請書の書き方については、収録されている行為の記載事例を参考とする他、詳しくは許可担当窓口までご相談ください。

(1) 申請書の記載する事項

特別地域内で建築物等の工作物を新築する事例で、記載の方法を説明します。

① 申請書の頭書き

様式第1 (1)

ア → 特別地域 ~~(特別保護地区、海中公園地区)~~ 内
工作物の新 ~~(改、増)~~ 築許可申請書

イ → 自然公園法第20条 ~~(第21条、第22条)~~ 第3項の規定により、磐梯朝日 国立公園の特別地域
~~(特別保護地区、海中公園地区)~~ 内における工作物の新 ~~(改、増)~~ 築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

平成 年 月 日 ← ウ

オ → 福島県会津若松市追手町7番5号
株式会社会津地方振興局
代表取締役社長 会津 花子 印
電話 0241-29-5295 FAX0242-29-5520

福島県知事 殿 ← エ

ア 不要な項目を日本線で消します。(※ワープロの場合、削除しても構いません。)

- 特別地域以外の「特別保護地区、海中公園地区」の文字を消します。
- 新築以外の、改築の「改」、増築の「増」の文字を消します。
- 許可の根拠条項以外の条番号を消します。

※ 特別地域 : 第20条 第3項
特別保護地区 : 第21条 第3項
海中公園地区 : 第22条 第3項

イ 国立公園の名称を記入します。

ウ 申請書を提出する日付けを記入します。

日付けを記入する際は、以下に注意してください。

- 直接申請書を提出する日付けを記入します。
過去や未来の日付けで申請書を受付することはできませんので、必ず申請書を提出する日の日付けを記入してください。
- 郵送等で申請書を提出するときは、申請書を投函する日の日付けを記入してください。ただし、この際の許可に要する標準的な処理期間は、郵便物が到着した日から数えることとなりますのでご注意ください。

エ 許可を受ける宛名を記入します。

3 (1) ~ (3) 表から、「環境大臣」又は「福島県知事」と記入します。

オ 申請者の住所・氏名・連絡先等を記入します。

建物等を新築する本人(法人・個人)が申請しなければなりませんので、設計者や請負業者が申請者となることはできません。

また、申請書の不備があったときに必要になりますから、必ず電話番号やFAX番号等の連絡左記を記入してください。

②許可申請内容

ア	目的	猪苗代町〇〇（第2種特別地域）でレストランを経営していたが、道路改良工事のため移転を余儀なくされたため、申請地において店舗を新築する。
イ	場所	耶麻郡猪苗代町大字□□字△△12-34及び字◇◇56-78
ウ	行為地及びその付近の状況	行為地は、〇〇川の流れる谷間に位置し、国道〇〇号に面し、シロヤナギが点在する原野である。付近にはペンションや民宿等の複数の宿泊施設が集まり、行為地に隣接して自然林及び杉の人工林がある。
エ	工作物の種類	建築物（レストラン）、付帯駐車場、プロパンガス庫
オ	敷地面積	4,567㎡
	規模	建築物 ①レストラン：水平投影面積800.00㎡ 建築面積700.00㎡ 延床面積1000.00㎡ 最高高さ11.0m ②プロパンガス庫：水平投影面積30.00㎡ 建築面積25.00㎡ 延床面積22.00㎡ 最高高さ3.0m 駐車場 面積1500㎡
	構造	建築物 ①レストラン 鉄筋コンクリート造2階建て 切妻屋根 ②プロパンガス庫 コンクリートブロック造 切妻屋根 駐車場 アスファルト舗装
	主要材料	建築物①レストラン 本体：鉄筋コンクリート造 屋根：カラー鋼板 壁：窯業系サイディング 一部天然石張 ②プロパンガス庫 本体：コンクリートブロック 屋根：トタン 駐車場 舗装：カラーアスファルト 縁石：コンクリート製
	外部の仕上げ及び色彩	建築物①レストラン 屋根：こげ茶（マンセル値5YR3/2） 壁：ベージュ（マンセル値5YR6/2） ②プロパンガス庫 屋根：黒（マンセル値N2） 壁：モルタル吹き付け（マンセル値N7） 駐車場 舗装：カラーアスファルト 黄土色（マンセル値7.5YR5/6）
オ	関連行為の概要	●支障木の伐採 クヌギ10本、アカマツ8本、その他15本 ●動植物の保全 指定植物である「ダイヤモンドソウ」は全株修景緑化計画図記載の位置に移植、他に保全対策を要する動植物はない。 ●敷地の造成 造成面積2500㎡ うち、切土面積1500㎡ 盛土面積1000㎡ ●残土、切土量2000m ³ 盛土量1200m ³ 発生する残土800m ³ は国立公園外に搬出して適正に処分します。 ●工事中仮設物の設置 工事中仮設資材置場を隣接地に造成（地均し程度） 工事中仮設道路を新築（L=50m W=3m 簡易アスファルト舗装）
カ	施行後の周辺の取扱	仮設資材置場は、工事終了後、在来種の張り芝工により緑化する。 仮設道路は簡易舗装を撤去後、客土してクヌギ、アカマツを植栽する。
予 定 日	キ 着手	平成××年 1月15日（ただし、許可の日以降）
	完了	平成〇〇年12月31日
ク	備考	他法令の進捗状況 建築確認申請中、道路占用許可申請中（接道部分） 土地所有関係 自己所有 自然公園法の過去の許可取得状況 営業看板（平成××年2月3日付け福島県指令会振第1234号）

ア 「目的」の欄

なぜ、この場所に「レストランを建設」するのか、目的と必要な理由を具体的に記入します。「専用住宅の新築」等のように行為の内容だけを記入するのではなく、「老朽化に伴い・・・」、「家族が増え現在の規模では狭小になった・・・」等の具体的な理由を記入してください。

イ 「場所」の欄

都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入します。

道路や河川敷地を占用する場合等で、地番がない場所は、「字××123番地先」等の、具体的に場所を特定できるような記入をしてください。

ウ 「行為地及びその付近の状況」の欄

地理や地形、植生等、周辺の状況を記入してください。ない、必要に応じてその詳細を添付図面に表示する必要があります。（伐採する樹木、指定植物の位置など。）

エ 「工作物の種類」の欄

付帯駐車場やプロパンガス庫等、建物と一緒に建築する工作物を全て記入してください。特に、建物新築許可の申請では、「電力や電話線の引込柱」の記入漏れが多いので注意してください。

オ 「施行方法」の欄

欄が狭いときは、別紙として構いません。

●規模

建物の規模は、水平投影面積、建築面積、延べ床面積、最高高さ等を記入します。

建物本体以外の、駐車場やプロパンガス庫、受電用引込柱等の付帯施設の規模も必ず記入してください。

●構造

建築構造（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等）、階数、屋根形状等を記入します。

●主要材料

使用されている主要材料を工作物ごとに記入します。

●外部の仕上げ及び色彩

材料をどのように加工して用いたのか、塗装色等を記載します。

●関連行為の概要

支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮設工作物の設置等、許可申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入してください。

なお、関連行為は必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。

カ 「施行後の周辺の取扱」の欄

跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う内容を記入します。なお、修景緑化図のように、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。

キ 「着手・完了予定日」の欄

土地の造成工事のように、公園の自然環境や利用環境の保全上、工事期間を限定する必要がある場合もありますので、工事の着手と完了の予定日は必ず記入してください。

ク 「備考」の欄

次の事項を記入してください。

●他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記載してください。

●土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込みを記載してください。

●過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件等を記載してください。

(2) 申請書の記載例

《仮設工作物の事例》

様式第1 (1)

特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内
工作物の新(改、増)築許可申請書

自然公園法第20条(第21条、第22条)第3項の規定により、磐梯朝日 国立公園の特別地域
(特別保護地区、海中公園地区)内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたく、次のとおり申請
します

××年〇〇月〇〇日

福島県会津若松市追手町7番五号
株式会社 会津地方振興局
代表取締役社長 会津花子 印
電話 0242-29-5295 FAX0242-29-5520
(担当者 販売促進課 福島太郎)

福島県知事 殿

目的	平成××年〇〇月〇〇日に××キャンペーンのキャラバン隊出発式を実施するため、申請地において仮設テント及び出発式の横断幕を設置する。	
場所	福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯 〇〇〇〇-〇〇	
行為地及びその付近の状況	行為地は、毘沙門沼入口に隣接し、国道459沿いにある裏磐梯ビジターセンター駐車場で、東側には2級河川長瀬川を挟んで、蛇平原山地区にホテル・民宿・ペンション等が建ち並び、西側は天然林が広がっている。	
工作物の種類	仮設テント	
施工方法	敷地面積	12,345㎡
	規模	幅〇〇.〇m 奥行〇〇.〇m 最高高さ〇〇.〇m 2張
	構造	組立型スチールパイプ製テント 切妻屋根
	主要材料	スチールパイプ、布
	外部の仕上げ及び色彩	スチールパイプ：グレー (マンセル値N6) 屋根部 布：クリーム (マンセル地2.5Y9/1)
	関連行為の概要	イベント名を示す横断幕の設置、色彩は茶色地に白抜き文字 3m×0.6m=1.8㎡ 表示内容は別紙のとおり。
施工後の周辺の状況	イベント終了後は撤去し、清掃して現状に戻す。	
予定日	着手	平成××年〇〇月〇〇日 (ただし、許可の日以降)
	完了	平成××年〇〇月〇〇日
備考	関連行為の横断幕は福島県屋外広告物条例の届出済み 土地所有者である福島県の土地使用同意申請中 自然公園法の過去の許可取得状況 なし	

《広告物の事例》

様式第1 (7)

特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内
 広告物の設置等許可申請書

自然公園法第20条(第21条、第22条)第3項の規定により、磐梯朝日 国立公園の特別地域
 (特別保護地区、海域公園地区)内における広告物の設置等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

××年〇〇月〇〇日

福島県会津若松市追手町7番五号
 ペンション 磐梯山
 会津 花子 印
 電話 0242-29-5295

福島県知事 殿

目的	ペンションの食堂で、昼間レストランとして営業するため、営業内容と駐車場案内の広告物を設置する。	
場所	福島県耶麻郡北塩原村大字檜原字剣ヶ峯××××-××	
行為地及びその 付近の状況	行為地は、裏磐梯の剣ヶ峯地区の観光施設と公共施設が集中する集落地内の北の外れにある既存施設の敷地内である。周辺はシロヤナギ等の自然林がある。	
施工方法	独立して設置する場合の敷地面積	1, 550㎡
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	建物敷地道路側にのぼり、駐車場案内看板を1基、店舗前に歓迎の看板1基を独立して設置する。
	規模及び構造	のぼり：4本 両面 縦175cm×横45cm 最高高さ285cm 駐車場案内看板：1基 縦40cm×横91cm 最高高さ170cm 歓迎の看板：1基 両面 縦126cm×横90cm 最高高さ156cm 表示面積合計 8.986㎡ 詳細は、別紙「広告物の図面」のとおり。
	主要材料	のぼり さお：プラスチック製 はた：ビニール 看板 枠：木製 表示面：スチール
	色彩	表示面はこげ茶地に白抜き文字 のぼりのさおはグレー
	表示の内容	別紙「広告物の図面」のとおり。
予定日	着手	平成××年〇〇月〇〇日(ただし、許可の日以降)
	完了	平成××年〇〇月△△日
備考	福島県億倍広告物条例の届出済み 土地：自己所有地 自然公園法の過去の許可取得状況 なし	

《土地の形状変更の事例》

様式第1 (10)

特別地域(特別保護地区、海域公園地区)内
土地(海底)の形状変更許可申請書

自然公園法第20条(第21条、第22条)第3項の規定により、磐梯朝日 国立公園の特別地域内における土地(海底)の形状変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

××年〇〇月〇〇日

福島県会津若松市追手町7番五号
会津 花子 印
電話 0242-29-5295

福島県知事 殿

目的	猪苗代町××にある別荘分譲地の△号区画を購入したが、土地中央に窪地があり別荘の新築に支障があるため、必要最低限の範囲で埋め立てる。	
場所	福島県耶麻郡猪苗代町大字〇〇字〇〇 ××番××	
行為地及びその 付近の状況	行為地は、長瀬川の流れる谷間に位置し、町道〇〇線から東に入った原野である。付近には別荘が点在する。行為地に隣接してクヌギやナラの自然林がある。	
施行方法	土地の形状を 変更する面積	敷地面積 1500 m ² のうち 400 m ²
	工事の方法	支障木を伐採した後、表土層(約20cm厚)を剥ぎ、窪地周辺のGLまで購入土により埋め立てて整地する。造成面積 400 m ² のうち盛土面積 400 m ²
	変更後の土地の 形状	埋め立て後は整地し、周辺の土地と平坦にする。(詳細は「土地利用計画図」を参照)
	関連行為の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●支障木の伐採 クヌギ10本、ナラ3本、その他5本 ●動植物の保全 指定植物である「ヒロハユキザサ」は全株修景緑化計画図記載の位置に移植する。他に保全対策を要する動植物はない。 ●工事中仮設物の設置 工事中仮設道路を新築(L=15m W=3m 仮設鉄板敷)
	変更後の取扱	増税箇所及び仮設道路は鉄板を撤去し、在来種の播種工による緑化を行い、クヌギ、アカマツを植栽する。
予定日	着手	平成××年〇〇月〇〇日(ただし、許可の日以降)
	完了	平成××年〇〇月△△日
備考	他法令の進捗状況： 道路占用許可申請中(接道部分) 土地所有関係：自己所有 自然公園法の過去の許可取得状況：なし	

(3) 申請書の添付書類（主要行為のみ）

許可申請書には以下の書類を添付しなければなりません。関連行為の内容によっては、これ以外にも添付が必要となる場合がありますので、詳しくは許可担当窓口までご相談ください。

添付書類 行為内容	地形図	概況図	写真	平面図	立面図	断面図	構造図	意匠 配色図	修景 緑化図	その他 必要な 図面
工作物の新・増・改築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木竹の伐採	○	○	○							○
土石の採取	○	○	○	○		○			○	○
広告物の設置・掲出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地の形状変更	○	○	○	○		○			○	○
高山植物等の採取(損傷)	○									○
工作物等の色彩変更	○	○	○	○	○			○		○
物の集積(貯蔵)	○	○	○	○	○					○

- ①地形図：1/50000～1/10000程度の地形図で、行為地を明確に記した図面（市町村等の管内図でも構いませんが、地形の情報（河川、等高線）が入ったもの。）
- ②概況図：1/50000～1/10000程度の、地図上に行為地と周辺の状況が分かるように記した図面。（見取り図でも構いませんが、周辺の道路、住宅地、公共施設、利用施設との位置関係がわかるもの。）
- ③写真：カラー写真（デジタルカメラの印刷可。白黒は不可。）で●行為地全体が見渡せるもの、●行為地の状況（林相、現況施設等）が分かるもの、●主要な景観地や公園の施設からの見え方が分かるもの。
- ④平面図：地基地内における建築物や工作物、広告物等の位置が記された配置図、建物のフロア図、敷地の求積図、工作物の水平投影図、施工範囲・測量中心線が記された図面等、行為ごとにその内容が明確に分かるもの。
- ⑤立面図：建物や工作物等の外観を示す図面、広告物にあつては表示面の詳細図（彩色すれば意匠配色図と兼用可）
- ⑥断面図：建物や工作物にあつてはその断面図、土石の採取や土地の形状変更にあつては測量中心線ごとの縦断面図と横断面図。
- ⑦構造図：建物や工作物にあつてはその構造を示す図面、広告物にあつては規模・構造・基礎部分に分かる図面
- ⑧意匠配色図：立面図や広告物の詳細図に彩色を施したもの。
- ⑨修景緑化図：修景・植栽・緑化計画平面図で、植物の名称、緑化の工法を具体的に表示したもの、修景に工作物を用いるときはその構造図。
- ⑩その他必要な図面：関連行為として行う●支障木の伐採、●仮設の道路・索道、●現場事務所等の仮設工作物、●土地の形状変更等に行為を明らかにする上記①～⑨の図面等

(4) 申請書の入手先

環境省自然環境局ホームページ

<http://www.env.go.jp/park/apply/basic/01.html>